

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

次の事項について、令和6年3月29日付けで専決処分したので報告し承認を求める。

令和6年 5月31日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔 令和 6 年 3 月 2 9 日 〕  
〔 条 例 第 1 8 号 〕

太宰府市国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第21条第 1 項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第 2 号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第 3 号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太宰府市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。